

☆医師が記入した意見書が必要な感染症(用紙は園指定)

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現4日後まで	解熱後3日を経過してから・全身状態によって
風疹	発疹出る数日前から後5日間くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現2日前からかさぶた形成まで	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症2日前から耳下腺腫脹後5日後まで	耳下腺の腫脹が消失してから
インフルエンザ	発症1日前から後3日間で最も多い	発症後5日間及び解熱後3日を経過してから
咽頭結膜熱 (プール熱)	急性期の数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 アデノウイルス 感染	急性期の数日間	感染力が強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消え、全身状態が良好である事(抗菌薬を一定期間服用し、医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌 感染症(0157・026・0111など)		症状が治まり、かつ抗菌薬治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便でいずれも菌陰性
結核		感染の恐れがなくなってから
浸襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		医師により感染の恐れがないと認められていること

-----  
切取り線

意見書

清瀬上宮保育園・園長殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

病 名 『 \_\_\_\_\_ 』

年 月 日 症状回復し、集団生活に支障ない状態になったので  
登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関

医師名 \_\_\_\_\_

印またはサイン \_\_\_\_\_

☆ **登園届が必要となり、状態により出席停止措置となる疾患**

医師の診断を受け、保護者が園に報告していただく感染症

(登園のめやすは、子どもの全身状態が良好である事が基準となります)

保育園児がよく罹る下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断・指導に従って、登園届の提出をお願いいたします。子供の回復状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復してからの登園であるようご配慮ください。状態によっては出席停止の措置となる疾患です。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1～2日間	抗菌薬内服後 24 時間経過している事
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便中には数週間ウイルス排泄しているので注意必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少するが数週間ウイルス排泄しているので注意)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	発疹が痂皮化してから
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良く、発疹が消失か薄くなっていること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療開始前から開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること

きりとりせん

登園届 (保護者記入)

清瀬上宮保育園・園長殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

病名 『 \_\_\_\_\_ 』と診断され

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日 医療機関名 『 \_\_\_\_\_ 』において  
病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されたので登園いたします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_

印またはサイン \_\_\_\_\_